

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(公益財団法人 明治安田クオリティオブライフ文化財団)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団（以下「本財団」という。）の定款第13条及び第29条に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員等の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員に対する報酬は、(別表1) 常勤役員俸給月額基準に基づき支給することができる。
- 3 常勤役員以外の役員等が、理事会または評議員会及び贈呈式に出席した場合は、(別表2) 会議手当を支給することができる。支給方法は、会議開催の都度、振り込みまたは現金で支給する。
- 4 監事が、会計監査を実施した場合は、(別表3) 監査手当を支給することができる。
- 5 同条第3項、第4項に関わらず出捐会社に所属するものは無報酬とする。
- 6 役員等に、役員賞与を支給しない。
- 7 役員等の退職にあたっては、退職慰労金は支給しない。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本財団の常勤役員の定例報酬月額、(別表1) 常勤役員俸給月額基準に基づき、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

(費用)

第6条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤交通費支給規程に準ずる。

3 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、別に定める旅費規程に基づき出張旅費として支給する。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

第1条 この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

第2条 2013年9月1日付改正内容は、2013年1月1日支払分より適用する。

2012年4月1日制定

2013年9月1日改正

2020年7月1日改正

(別表1) 常勤役員俸給月額基準

◎勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定

理事長	月額160万円以下で理事会が定めた金額
専務理事	月額140万円以下で理事会が定めた金額
常務理事	月額100万円以下で理事会が定めた金額
上記以外の理事	月額12万円以下で理事会が定めた金額

(別表2) 会議手当 (単位: 円)

役員等の名称	金額
評議員	会議等出席の都度1回あたり1人 30,000円+源泉徴収税額以内
理事	会議等出席の都度1回あたり1人 30,000円+源泉徴収税額以内
監事	会議等出席の都度1回あたり1人 30,000円+源泉徴収税額以内
	贈呈式出席の都度1回あたり1人 10,000円+源泉徴収税額以内

注1: 源泉徴収税額には復興特別所得税を含む

注2: 会議手当には、会議の出席に伴う100km以内の交通費を含むものとする。

(別表3) 監査手当 (単位: 円)

役員等の名称	金額
監事	監査実施の都度1回あたり1人 30,000円+源泉徴収税額以内

注1: 源泉徴収税額には復興特別所得税を含む

注2: 会議手当には、会議の出席に伴う100km以内の交通費を含むものとする。